

汚泥再生処理センター整備に係る
発注支援業務委託仕様書

令和6年度

酒田地区広域行政組合

第1章 共通仕様書

第1節 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、酒田地区広域行政組合（以下、「本組合」という。）が委託する「汚泥再生処理センターに係る発注支援業務（以下、「本業務」という。）」に適用し、業務を受注した者（以下、「受注者」という。）が遵守しなければならない一般事項を示すものとする。

2. 業務の目的

本業務は、本組合が行う汚泥再生処理センター整備をDBO方式により整備、また、事業者選定は総合評価落札方式により実施することを計画している。本業務は、整備・運営事業者選定に係る支援業務を実施することを目的とする。

3. 業務委託名

汚泥再生処理センター整備に係る発注支援業務委託

4. 業務の履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

第2節 一般事項

1. 対象事業

- (1) 対象施設 : 汚泥再生処理センター
- (2) 施設規模 : 47 kL/日
- (3) 処理方式 : 下水道投入方式
資源化方式 : 汚泥助燃剤化
- (4) 建設予定地 : 酒田市広栄町三丁目133番地（現し尿処理施設敷地内）
- (5) 事業方式 : DBO方式

2. 業務の技術者等

受託者は、管理技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行させるとともに、成果品の品質を確保するために照査技術者を選任するものとする。

- (1) 管理技術者は、技術士（衛生工学部門：廃棄物管理または総合技術管理部門：廃棄物管理）またはシビルコンサルティングマネージャー（廃棄物部門）の資格保有者とし、国・地方公共団体または一部事務組合等が発注した一般廃棄物処理施設のDBO方式に係る発注支援業務の実績を有する者であること。
- (2) 照査技術士は、技術士（衛生工学部門：廃棄物管理または総合技術管理部門：廃棄物管理）またはシビルコンサルティングマネージャー（廃棄物部門）の資格保有者であること。
- (3) 技術者は全て自社の社員とし、両技術者の兼務は認めない。

3. 関係法令の遵守

本業務を実施するに際し、以下に示す主な図書及び法令、基準、指針等を遵守するものとする。なお、本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
- (2) 汚泥再生処理センター性能指針
- (3) 汚泥再生処理センター等整備の計画・設計要領（全国都市清掃会議）
- (4) 循環型社会形成推進交付金交付要綱・交付取扱要領
- (5) その他本組合が必要と認める図書等

4. 資料の貸与

本業務の遂行上、調査すべき事項は受託者が行うものとするが、組合が所有し貸出可能な資料は、所定の手続きを経て貸与する。

5. 機密の保持

受託者は、コンサルタントとして中立性を厳守するとともに、本業務の遂行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

6. 提出書類

受注者は本業務の着手及び完了にあたっては、次の書類を組合へ提出しなければならない。

- (1) 業務着手時（各1部）
 - ①業務着手届
 - ②業務工程表
 - ③管理技術者等届（経歴書添付）
 - ④業務実施計画書
 - ⑤その他必要な書類
- (2) 業務完了時
 - ①完了通知書、目的物引渡書（各2部）
 - ②納品書（1部）
 - ③成果品（1式）
 - ④その他必要な書類

7. 関係官公庁等との協議

組合が、関係官公庁等との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、受託者は誠意をもってこれにあたるものとする。

8. 議事録の作成

受託者は、打合せ及び協議を行った場合は、その都度、議事録を作成し組合に提出するものとする。

9. 疑義

本委託業務仕様書記載事項に疑義や定めのない事項が生じた場合、受託者は組合と十分な打合せまたは協議を行って、自己解釈することなく、組合の意向を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

10. 業務内容の変更、停止

組合が必要と認めた時は、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、本組合、受託者協議の上、契約金額を増減する。

11. 検査

受注者は、本業務完了時に成果品を提出し、所定の手続きを経て組合の完了検査を受けなければならない。成果品提出後、受注者の帰すべき理由により訂正が必要な箇所が指摘された場合は、受注者は速やかに訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

12. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 汚泥再生処理センター整備に係る発注支援業務報告書

- | | |
|----------------|-----|
| ①見積設計図書比較検討書 | 5部 |
| ②事業者選定支援業務作成図書 | 各1部 |
| ・入札説明書 | |
| ・要求水準書 | |
| ・落札者決定基準 | |
| ・各契約書（案） | |
| ・様式集 | |
| ・質問回答書 | |
| ・事業者の資格審査結果 | |

(2) 検討資料及び参考資料 1式

(3) 上記図書及び作成資料の電子成果品（CD-R 又は DVD、USB メモリ） 1式

(4) その他発注者が必要とする資料 1式

第2章 特記事項

第1節 見積設計図書に関する支援

本組合が作成する見積仕様書作成を支援し、プラントメーカー各社から提出される汚泥再生処理センター建設工事・運営事業の見積設計図書及び見積書のとりまとめを行う。

1. 見積仕様書資料等の作成支援

見積仕様書を補完するための必要資料等の作成及び図面等整理

2. 質問に対する回答案の作成

プラントメーカーへの質問に対する回答書案の作成

第2節 整備・運営事業の技術評価等支援

1. 技術評価検討書の作成

プラントメーカーから提出された見積設計図書に対して設計内容を確認し、比較検討を行う。なお、比較検討事項、検討結果のまとめ等は次のとおりとする。

(1) 建設・運営に係る要素

見積設計図書を比較検討した結果として、その概要をとりまとめる。その内容は、見積仕様書との相違、プラントメーカー各社の特徴等が明らかなものとする。

- ① 計画に関する基本的事項
- ② 処理設備仕様
- ③ 土木建築設備
- ④ 電気計装設備
- ⑤ 付帯設備・その他設備等
- ⑥ 運営・管理業務
- ⑦ 各社提案事項のまとめ
- ⑧ その他

(2) 設計根拠・管理条件の比較

計画基本数値等を基にして、プラントメーカー別に主要機器能力・水槽容量の根拠、維持管理費（ランニングコスト）根拠、整備補修費、運営管理費の比較等を行う。

- ① 基本事項
- ② 処理工程別機器能力と槽容量
- ③ 土木建築関係
- ④ 電気計装関係
- ⑤ 維持管理費（ランニングコスト）
- ⑥ 整備補修費
- ⑦ 運営管理費

(3) 見積設計比較表の作成

見積仕様書の内容と項目ごとに対比した比較一覧表を作成する。

(4) 指摘・改善事項のまとめ

前項の「(2) 設計根拠・管理条件の比較」から「(3) 見積設計比較表の作成」について比較検討した結果を指摘・改善事項としてメーカー別にとりまとめる。

(5) 見積設計改善指示書の作成

指摘・改善事項のまとめをもとに見積設計改善指示書を作成し、プラントメーカーから提出された見積設計図書の改善を求めるとともに、再見積設計及び再見積を依頼する。

2. 概算事業費の算出

プラントメーカーより提出された見積書について、過去の受注実績や他事例等を基に精査を行い、実績資料等をもとに概算工事費を算定する。

3. 要求水準書（案）の作成

見積設計図書の技術評価検討結果等を基に、各社の独自の優れた技術を尊重しながらも、仕様の過不足、統一、改善、追加事項等を整理し、本組合と協議の上、要求水準書（案）及び添付資料等を作成する。

(1) 要求水準書（案）の作成

ア. 設計・施工業務編

- ① 総則
- ② 計画に関する基本的事項
- ③ 処理設備仕様（機械設備共通事項を含む）
- ④ 共通設備仕様（土木建築設備、配管設備、電気計装設備）
- ⑤ 付帯工事、その他工事仕様

イ. 運営・管理業務編

- ① 総則
- ② 業務に関する基本的事項
- ③ 管理運営体制
- ④ 維持管理・運営業務
- ⑤ 付帯業務

(2) 添付資料の作成

- ① 配置計画図（車両動線等含む）
- ② 処理フローシート
- ③ 建築設備等一覧表
- ④ 仕上げ一覧表
- ⑤ 計装一覧表
- ⑥ その他必要資料

第3節 事業者募集書類等の作成支援

1. 入札説明書の作成

事業の概要説明、事業実施の前提条件、事業者の募集、選定手順及び契約に関する事項等、重要な事項を記載した入札説明書（案）を作成する。

2. 要求水準書の作成

要求水準書（案）を基に、本組合と協議の上、要求水準書（設計・施工業務編，運営・管理業務編）及び添付資料等を作成する。

3. 落札者決定基準書の作成

整備・運営事業の条件や選定委員会の審議を踏まえた上で、事業者から提出される提案書の審査方法について検討し、落札者決定基準書（案）を作成する。

4. 事業契約書（案）の作成

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書等に係る検討結果を踏まえた上で、整備・運営事業者募集に必要な事業契約書（案）を作成する。

なお、契約書（案）の作成にあたっては、事業契約作成経験がある弁護士による確認・精査を実施すること。

5. 様式集の作成

整備・運営事業の条件や選定委員会の審議を踏まえた上で、事業者に求める資格要件等の条件及び事業者から提出される提案書の審査・評価が容易となる様式集を作成する。

第4節 事業者募集・選定等に係る支援

整備・運営事業者の選定に関して、本組合では事業者審査委員会を設立し、応募書類に対する審議や事業者提案の評価を実施する予定をしており、この事業者審査委員会の運営に関する支援を行う。

1. 委員会用資料の作成

2. 委員会対応（必要に応じて出席、資料説明）

3. 事業者へのヒアリング支援

4. 議事録の作成

5. その他、本組合が指示する資料の作成